



記事

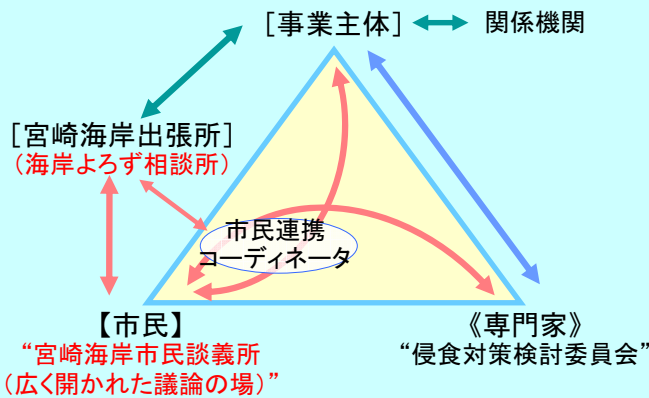
- ◇宮崎海岸侵食対策の新体制【宮崎海岸侵食対策の2本柱】
- ◇お知らせ【海岸よろず相談所の移転】

■「宮崎海岸侵食対策の新体制」を発表しました！

宮崎海岸侵食対策の2本柱

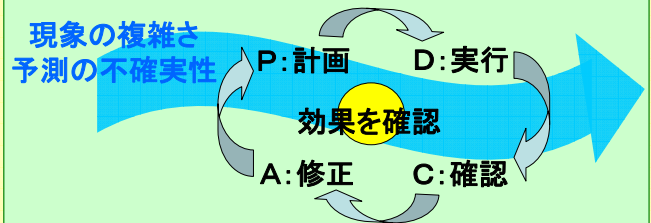
◇宮崎海岸トライアングル◇

宮崎海岸の砂浜の保全を目的として、行政・市民・専門家が三者一体となって考えるための体制です。



◇宮崎海岸ステップアップサイクル◇

自然現象の複雑さと社会環境・自然環境の変化に対する未来予測の不確実性を踏まえ、どのような方法をとればよいかを検討・実施し、その方法の効果を確認しながら、修正・改善を加えて、対策を着実に進めていきます。



これらを活かして

砂浜の保全を考えることを通して、様々な人々が参加する場をつくり、それを地域づくりにつなげます。

宮崎海岸の未来をいっしょに考えましょう！

○それぞれの役割と責任を次のように考えています○

○事業主体 [国土交通省]

市民からの多様な意見を反映した案（複数）を専門家に提示し、検討を依頼します。また、専門家からの助言をもとに、責任ある意思決定を行う。

○専門家

事業主体からの案に対して、事業主体に技術的・専門的な立場から助言する。

○市民

お互いを理解・尊重しながら多様な意見を出し合い議論を深める。

○市民連携コーディネータ

市民からの多様な意見を取りまとめ、事業主体に伝える。また、事業主体が専門家に正確に伝えているか、専門家がきちんと検討しているか中立・公正な立場からチェックする。

宮崎海岸をみなさまといっしょに考えるために・・・

○「宮崎海岸市民談義所」を設けます！○

宮崎海岸市民談義所は、勉強会と懇談会を統合して、以下のような役割と機能を担います！

- ① 多様な意見をお互いに認識し、知識・情報を共有します。
- ② 市民と行政のコミュニケーションを充実します。
- ③ 市民がお互いに納得できる、手段を含めた方向性を見いだすことをめざします。

◇開催頻度は、月1回程度を考えています。

※開催時期などは「海岸よろず相談所」にお問い合わせください。

○「海岸よろず相談所」と「ご意見箱」を設けました！○

○宮崎海岸出張所が地域のみなさまにより親しんでいただくために、「海岸よろず相談所」を設けました。

○海岸よろず相談所は、海岸に関することならどんなことでも相談できる窓口です。

○加えて、海岸に関する様々な情報を収集し、提供します。

○宮崎河川国道事務所と佐土原総合支所1Fロビーに「ご意見箱」(右写真)を設置しました。

○また、皆さんの地域にもご意見を伺いに出向きます。

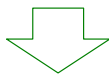
○いただいたご意見等は、事業主体・関係機関、専門家、市民と共有し議論に活かします。



お知らせ

海岸よろず相談所が移転します。

現在の所在地
佐土原総合支所内
〒880-0211
宮崎市 佐土原町 下田島 2066



移転後の所在地
旧宮崎地方法務局 佐土原出張所
〒880-0211
宮崎市 佐土原町 下田島 地蔵免 9515-6

※移転時期は4月初旬を予定しています。

※電話番号、ファックス番号の変更はありません。

海岸よろず相談所の移転先略図



海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

○海岸よろず相談所○

【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL: 0985-62-7050 / FAX: 0985-62-7051
〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報 (宮崎海岸Publication)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

※宮崎海岸出張所は平成21年4月に移転したので、移転後の住所を記載しています。

